立憲民主党つながる本部
障がい・難病PTヒアリング

JNGMDP

全国「精神病」者集団

（1）コロナと精神科病院

- 令和2年4月3日付「精神科を標榜する医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（事務連絡）

✓①都道府県ごとに、陰圧室等の感染防護機能を有する精神科医療機関を、地域の実情を踏まえつつ、複数箇所確保することが望ましいこと。

✓②「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」の「5 院内感染防止」を参照しつつ、感染防護について適切な管理を行う必要があること。

✓③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院患者については、同項に定める国等の設置した精神科病院又は指定病院において感染症への対応も行う必要があること。

（1）コロナと精神科病院

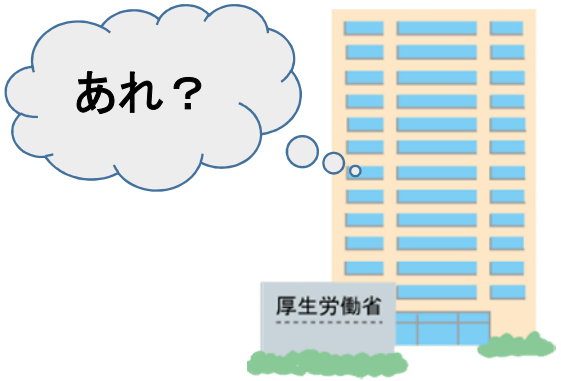

新型コロナウイルスに感染している精神疾患者は原則として精神科病院で受け入れるべきと誤解して伝わった。

大学病院感染症科

通知にもとづき新型コロナウイルスに感染している精神疾患者が出たから精神科病院で受け入れを求める。

精神科病院

設備も不十分であり断る

（1）コロナと精神科病院

- 精神科コロナ重点医療機関ではなく、あくまで地域移行・地域生活を可能にしてほしい。

- 主なクラスター：八千代病院、牧病院、相州病院、武蔵野中央病院、鈴鹿厚生病院、和歌山県立医大付属病院精神科、第二北山病院など。

- 6月7日現在で判明している感染者数から感染率を計算してみると、国内で0.013％、精神科入院患者の感染率は0.036%であり2倍以上となっている。

（1）コロナと精神科病院

- 感染症治療は基本的に精神科病院ではないところが望まれる。

- 長期入院者が感染リスクの高い精神科病院から避難できるように転退院の相談窓口を設けることが望まれる。

- ソーシャルディスタンスの名の下でおこなわれる公共施設の使用禁止、面会禁止などに対して別の観点から接点をつくれるようにすることが望まれる。

（2）ピアサポート加算

本来のピアサポート

- ピアサポートとは当事者活動全般のことである。

（例えば、当事者同士の助け合いや、自立生活センターや相談支援事業所のスタッフ、病棟患者自治会、作業所等のサークルや公民館での定例会開催、政策決定過程において当事者を代表して意見すること、精神障害者による国際協力活動など。）

厚生労働省のピアサポーター像

- 国が想定するピアサポーター像とは、*障害福祉サービス事業所等に雇われる精神障害者*のことである。

厚生労働省の想定する「ピアサポート」は、「当事者活動」一部を指すものに過ぎず、網羅的なものにしていく必要がある。

（２）ピアサポート加算

１）ピアサポーター加算

　ピアサポート加算は、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスや就労支援系のサービスなど全ての障害福祉サービスに適用できるようにしてください。

２）ピアサポーター研修

　加算要件である研修の受講は、地域包括ケア補助金と地域生活支援事業を財源とした研修のみを加算要件とはせず、医療介護総合確保基金や地方公共団体独自の予算を財源とした研修も加算要件の対象にてください。

（3）障害者総合支援法

（1）障害者総合支援法の通院等介助

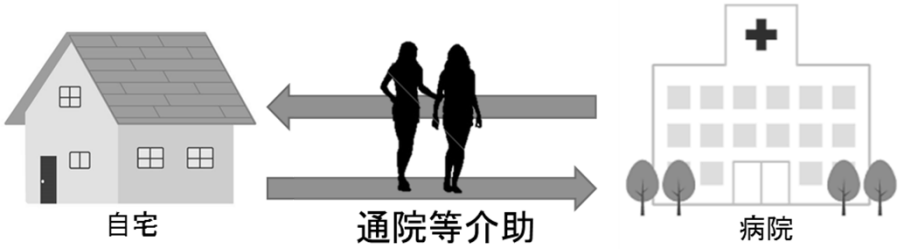

（2）障害者雇用促進法の合理的配慮

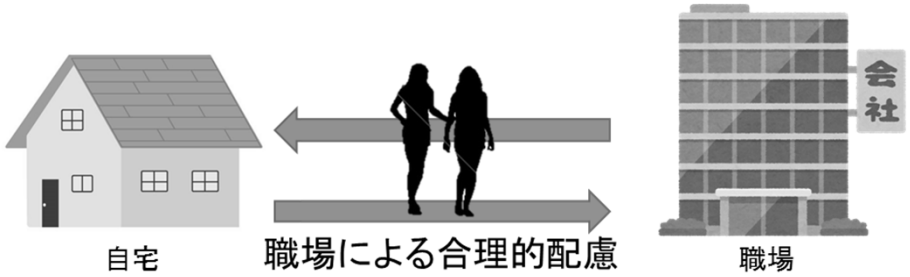

（3）障害者総合支援法の通院等介助

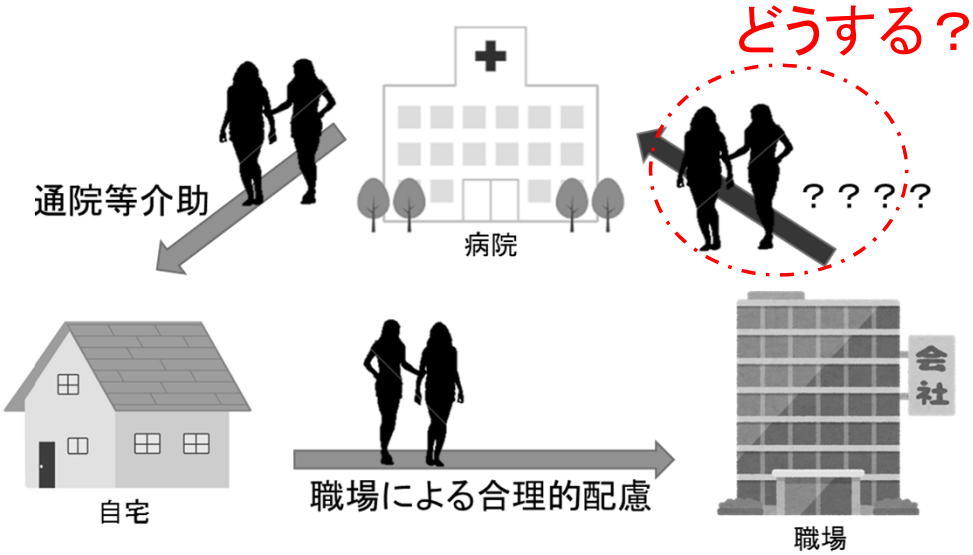

制度の谷間が残されている

（３）障害者総合支援法

１）自宅発着要件の撤廃

　通院等介助は、自宅発着条件を削除してください。また、勤務先から通院先までの移動にも使えるようにしてください。

２）通年かつ長期にわたる外出要件の撤廃

　重度訪問介護の移動制限である「通年かつ長期にわたる外出」を削除してください。重度訪問介護は、通勤、勤務中、通学、修学中にも使えるようにしてください。

筋ジストロフィー病棟の脱施設化アクション（戦略フローチャート）

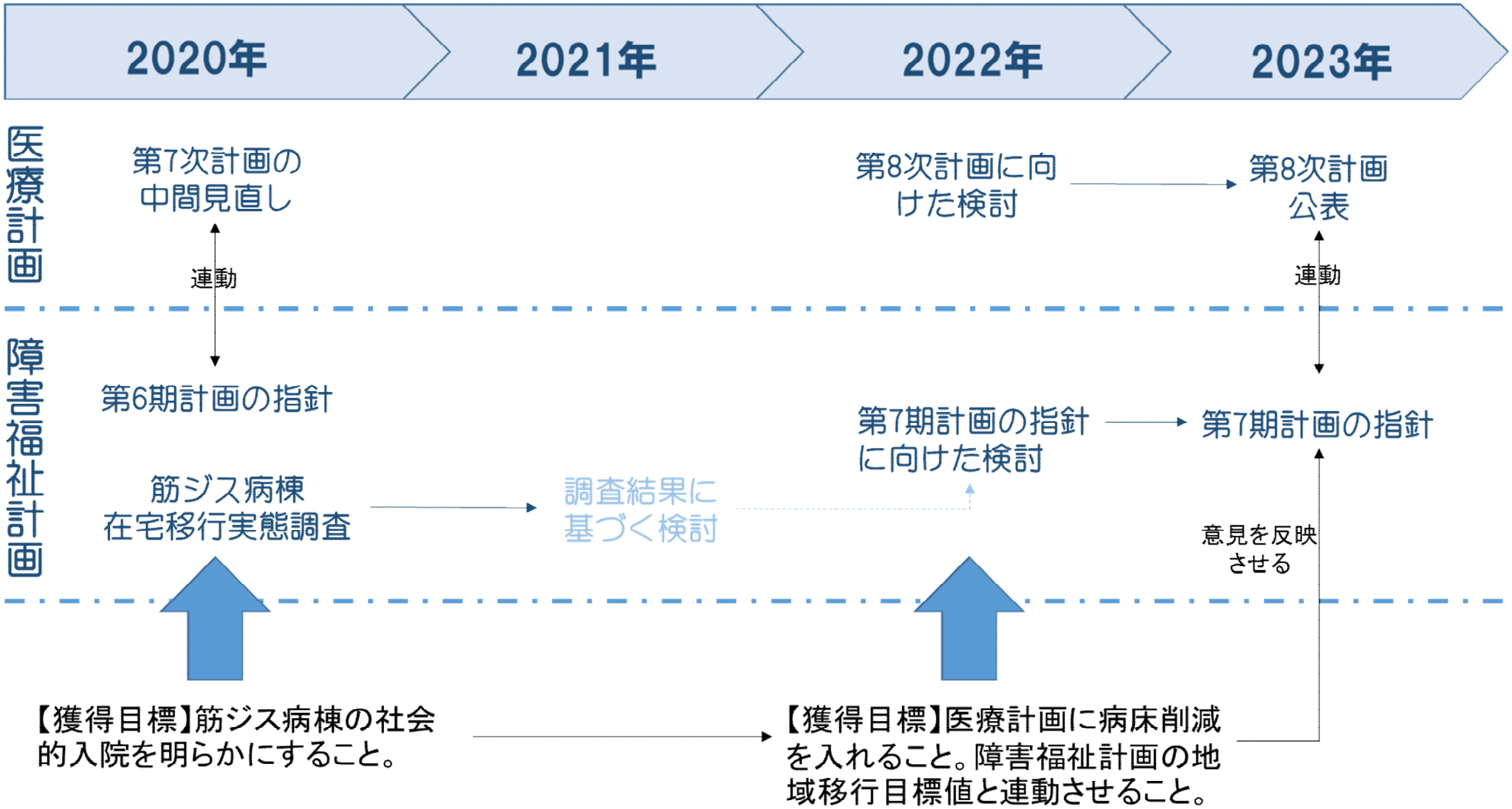

筋ジストロフィー病棟の脱施設化アクション（戦略フローチャート）

	2023年	2024年	2025年	2026年
医療計画	第8次計画 （筋ジス病床を削減する基準病床算定）	①各都道府県 都道府県の医療計画を策定する	筋ジス病棟削減	医療計画の実績評価
		②国立病院機構 中期目標と中期計画を策定する	筋ジス病棟削減	中期計画の監査
障害福祉計画	第7期計画の指針 ●療養介護の削減 ●重度訪問介護の増大 ●筋ジス病床からの地域移行目標値	①各市町村 市町村障害福祉計画を策定する ↓ ②事業所等 数値目標に従って実施	地域移行	第8期計画の指針

【獲得目標】
①医療計画や障害福祉計画の策定過程への参画
②介助者を集めて一人一人地域移行を実現させていく

（4）長期入院の解消

1）筋ジストロフィー病棟からの在宅移行

国立病院機構が保有する、いわゆる筋ジストロフィー病棟からの在宅移行に関する実態把握をおこなうとともに、地域生活のための基盤整備をおこなってください。

（５）生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案

- 法案審査については、慎重審議を求めます。

- 法案第3条4項は、1996年に廃止された優生保護法を彷彿させ誤解を招くような表現であるため削除を求めます。

- 障害者の権利に関する条約第17条と法案の整合性を審査することを求めます。

ご清聴ありがとうございました